

『京田辺市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例』の制定について

1. 条例制定の経緯と趣旨

本市における地球温暖化対策の取組として、太陽光発電を軸とした再生可能エネルギー利用促進が不可欠な一方で、太陽光発電設備の設置については、一定規模以上の土地改変を伴うことや長期的な事業となることから、太陽光発電設備の設置に伴う土砂災害の発生の危険性や生活環境、自然環境及び景観への影響が懸念されます。

本市が目指すゼロカーボンシティの実現には、太陽光発電が積極的に導入されることと同時に、太陽光発電設備が市民の安全安心な生活環境等を損なうことのないよう、適正に設置や維持管理がされることが重要となります。

このため、太陽光発電設備の設置や維持管理について、土砂災害の発生の防止や生活環境等の保全と併せて周辺地域との調和を図るために「京田辺市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定しました。

2. 対象となる施設

太陽光発電設備及びその附属設備（安全柵や排水施設等の附属設備を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの（特定設備）が対象となります。ただし、建築基準法に規定する建築物に設置するものを除きます。

- 発電出力の合計が50kW以上のもの
- 発電事業区域面積の合計が500㎡以上のもの

3. 規定の主な内容（詳細は別紙）

(1) 禁止区域の指定

市長は、土砂災害の発生の防止、生活環境等の保全及び特定設備を設置する地域との調和のため、特定設備の設置を禁止する区域（禁止区域）を指定します。

(2) 発電事業の許可

禁止区域以外の土地において、特定設備を設置して発電事業を行おうとする者は、市長の許可を受けなければなりません。

(3) 説明会の開催

特定設備を設置して発電事業を行おうとする者は、事前に地域住民等に対し、説明会を開催しなければなりません。

(4) 定期報告

許可を受けた発電事業者（許可事業者）は、定期的に発電事業に係る維持管理等の状況を報告しなければなりません。

(5) 許可の取消し又は命令

市長は、不適切な発電事業を行った許可事業者に対して、許可の取消し又は必要な措置を講じることを命令できます。

『京田辺市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例』の概要

【第1条】 目的

この条例は、太陽光発電設備の設置による土砂災害の発生並びに生活環境、自然環境及び景観（以下「生活環境等」という。）に及ぼす影響を鑑み、太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関して必要な事項を定めることにより、地域と調和する太陽光発電事業の普及を図り、併せて市民の安全で安心な生活の確保を目的とする。

【第2条】 定義

- 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（安全柵や排水施設等を含む。）をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - 建築基準法に規定する建築物に設置するもの
 - 国又は地方公共団体が設置するもの
- 特定設備 太陽光発電設備のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - 太陽光発電設備の出力の合計が50キロワット以上のもの
 - 発電事業区域の面積の合計が500平方メートル以上のもの
- 発電事業 特定設備を設置（設置のための木竹の伐採、切土、盛土、埋立て、掘削等の造成行為を含む。）し、発電する事業をいう。
- 発電事業者 発電事業を行う者をいう。
- 発電事業管理者 特定設備を管理する者をいう。
- 施工者 発電事業に係る工事を請け負う者をいう。

【第4条】 発電事業者及び発電事業管理者の責務

- 関係法令、関係ガイドライン等の規定を遵守するとともに、土砂災害の発生の防止及び生活環境等の保全のために必要な措置を講じなければならない。
- 発電事業を実施するときは、次に掲げる費用を確保しなければならない。
 - 特定設備の維持管理に必要な費用
 - 特定設備の撤去その他発電事業の廃止のために必要な費用

【第6条】 禁止区域

市長は、土砂災害の発生の防止、生活環境等の保全及び特定設備を設置する地域との調和のため、次に掲げる区域を特定設備の設置を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）として指定する。ただし、市長が相当の理由があるものとして認めた場合は、この限りでない。

- ① 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- ② 地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域
- ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- ④ 砂防法に規定する指定土地
- ⑤ 文化財保護法に規定する史跡及び名勝の区域
- ⑥ 都市緑地法に規定する特別緑地保全地区の区域
- ⑦ 森林法に規定する保安林の区域
- ⑧ 京都府景観条例に規定する京都府景観資産として登録された区域

【第7条】 発電事業の許可

禁止区域以外の土地において、発電事業を行おうとする者は、あらかじめ市長の許可（以下「発電事業許可」という。）を受けなければならない。

【第8条】 事前協議

発電事業許可を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）は、申請をしようとする日（以下「申請予定日」という。）の90日前までに、事前協議書を提出し、発電事業の計画について市長と協議しなければならない。

【第9条】 建設予定標識の設置

- 申請予定者は、発電事業の計画の概要を示す建設予定標識を事前に設置しなければならない。
- 申請予定者は、建設予定標識を設置したときは、届け出なければならない。
- 建設予定標識は、特定設備の設置に係る工事の完了の届出をするまでの間、設置しておかなければならない。

【第10条】 説明会の開催等

- 申請予定者は、発電事業の計画について、発電事業区域の属する地域団体の区域内に居住する者、土地又は建物を所有し、占有する者その他市長が必要と認めるもの（以下「地域住民等」という。）に対し、説明会を開催しなければならない。ただし、申請予定者の責めに帰することができない事由により開催できない場合を除く。

【第11条】 地域住民等との協議

- 申請予定者は、地域住民等から発電事業の計画について、次のいずれかに該当する意見の申出があったときは、十分に協議を行うとともに、その理解を得るように努めなければならない。
 - 土砂災害の発生の防止及び生活環境等の保全についての意見
 - 工事の期間及び方法についての意見
 - 発電事業区域及び特定設備の維持管理についての意見
 - 発電事業廃止後の特定設備の撤去及び発電事業区域の復旧計画についての意見
- 申請予定者は、協議を行ったときは、速やかに協議の内容等を市長に報告しなければならない。

【第12条】 土地所有者等の同意

- 申請予定者、変更許可を受けようとする者又は承継承認を受けようとする者は、あらかじめ、土地所有者に対し、発電事業の内容を説明し、発電事業を行うことの同意を得なければならない。
- 申請予定者、変更許可を受けようとする者又は承継承認を受けようとする者は、あらかじめ、隣接土地所有者に対し、発電事業を行うことを説明し、同意を得なければならない。ただし、申請予定者の責めに帰することができない事由により得られない場合を除く。

【第13条】 発電事業許可の申請

発電事業許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、事前協議を終了した日から起算して1年以内に、申請書を提出しなければならない。

【第14条】 許可の基準等

- 市長は、次のいずれにも適合していると認めるときに限り、発電事業許可をするものとする。
 - 許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ◇ 京田辺市暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者
 - ◇ この条例による命令を受けた者で、必要な措置を期限までに完了していないもの
 - ◇ この条例による許可を取り消された者で、その取消の日から5年を経過しないもの
 - ◇ 発電事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められないもの
 - ◇ 発電事業の実施に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ◇ 破産者で復権を得ないもの
 - 発電事業管理者及び施工者が、暴力団員等又は暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと。
 - 発電事業における次に掲げる事項が基準に適合するものであること。
 - ◇ 特定設備の設置に係る防災上の措置に関する事項
 - ◇ 発電事業区域及びその周辺地域における生活環境等の保全に関する事項
 - ◇ 地域住民等との良好な関係の構築及び維持に関する事項
 - ◇ 特定設備の設計の安全性の確保に関する事項
 - ◇ 発電事業区域及び特定設備の維持管理並びに発電事業廃止後の措置に関する事項

※続き 【第14条】 許可の基準等

- 発電事業を安全かつ円滑に実施するために必要な関係法令、関係ガイドライン等の規定を遵守すること。
- 建設予定標識の設置していること。
- 説明会の開催に係る措置を行っていること。
- 地域住民等との協議に係る措置を講じていること。
- 土地所有者等の同意に係る措置を講じていること。
- 発電事業区域に隣接する土地との境界が確定していること。
- 発電事業許可を受けた日から3年以内に工事に着手する計画となっていること。
- 発電事業に係る工事が着手した日から3年以内に完了する計画であること。
- 市長は、申請があったときは、その内容を審査の上、可否を決定し、許可申請者に通知する。
- 市長は、許可の旨を通知するときは、この条例の目的を達成するために必要な限度において条件を付することができる。

【第15条】 変更の許可等

- 許可を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、軽微な変更を除く。
- 変更許可を受けようとする者は、申請書を提出しなければならない。
- 発電事業許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、軽微な変更を行ったときは、当該変更の日から30日以内に、届け出なければならない。
- 許可事業者は、土地所有者が変更されたときは、新たに土地所有者となった者に対し、事業内容を説明し、新たに土地所有者となった者から発電事業を行うことの同意を得なければならない。

【第16条】 工事の着手の届出

発電事業に係る工事に着手するときは、7日前までに届け出なければならない。

【第17条】 工事の完了の検査等

- 発電事業に係る工事は、着手した日から3年以内に完了しなければならない。
- 許可事業者は、発電事業に係る工事が完了したときは、届け出なければならない。
- 市長は、届出を受けて検査を行い、その結果を通知する。
- 許可事業者は、完了の検査の通知を受けた後でないと特定設備を使用し、又は使用させてはならない。

【第18条】 設備標識の設置

- 特定設備の設置が完了した日から、特定設備を撤去するまでの間、発電事業区域内の見やすい場所に設備標識を設置しなければならない。
- 設備標識の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、変更事項を書き換えなければならない。

【第19条】 定期報告

許可事業者は、特定設備の設置が完了した後は、毎年度次に掲げる事項について、報告しなければならない。

- 前年度の発電事業区域及び特定設備の維持管理の状況
- 前年度の発電事業に係る運営状況

【第20条】 発電事業の廃止

- 発電事業を廃止し、休止しようとするときは、廃止し、又は休止しようとする日の30日前までに届け出なければならない。
- 発電事業を廃止したときは、速やかに、特定設備を撤去しなければならない。
- 特定設備を撤去したときは、発電事業区域を事業着手する前の状態に復旧するとともに、設備の撤去に伴い発生した廃棄物等は適正に処理しなければならない。
- 発電事業を休止した後に再開しようとするときは、再開しようとする日の30日前までに届け出なければならない。

【第21条】 保全義務

- 許可事業者、事業管理者及び土地所有者（以下「許可事業者等」という。）は、土砂災害の発生の防止又は生活環境等の保全のために必要な措置を講じ、発電事業区域及び特定設備を常時安全かつ良好な状態に維持管理しなければならない。
- 許可事業者等は、発電事業区域及びその周辺地域で土砂災害が発生したときは、速やかに発電事業区域及び特定設備を点検しなければならない。
- 許可事業者等は、点検の結果、発電事業区域及び特定設備に異常等があったときは、保全のために必要な措置を講じ、その内容を報告しなければならない。

【第23条】 地位の承継

発電事業者の地位の承継を行おうとする者は、市長の承認（以下「承継承認」という。）を受けなければならない。

【第24条】 助言及び指導

市長は、土砂災害の発生の防止又は生活環境等の保全を図るため必要があると認めるときは、許可事業者等に対して必要な助言及び指導をすることができる。

【第25条】 勧告

- 市長は、発電事業許可、変更許可又は承継承認を受けずに発電事業を行った者に対し、発電事業の停止、特定設備の撤去又は原状回復を勧告することができる。
- 市長は、発電事業許可又は変更許可に係る特定設備が基準、関係ガイドライン等の規定又は付した条件に適合していないと認めるときは、改善に必要な措置を講ずること又は発電事業の停止を勧告することができる。
- 市長は、許可事業者が工事の完了の検査に係る通知を受ける前に特定設備を使用し、又は使用させたときは、発電事業の停止を勧告することができる。
- 市長は、正当な理由がなく、廃止後に特定設備の撤去や発電事業区域の復旧を行わないときは、特定設備の撤去又は復旧を勧告することができる。
- 市長は、許可事業者等が保全義務を遵守していないと認めるときは、土砂災害の発生の防止及び生活環境等の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 市長は、指導を受けた許可事業者等が正当な理由がなく指導に従わないときは、指導に従うよう勧告することができる。

【第26条】 命令

市長は、勧告を受けた許可事業者が正当な理由がなく勧告に係る措置を講じなかったときは、勧告に係る措置を講ずること又は発電事業の停止を命令することができる。

【第27条】 許可の取消し

市長は、以下の事項に該当すると認めるときは、発電事業許可、変更許可又は承継承認を取り消すことができる。

- 偽りその他不正な手段により発電事業許可、変更許可及び承継承認を受けたとき。
- 発電事業許可又は変更許可を受けた日から3年以内に工事に着手しなかったとき。
- 変更許可を受けずに計画と異なる発電事業を行ったとき。
- 命令に違反したとき。

【第28条】 公表

市長は、発電事業許可を取り消し、又は命令したときは、次の事項を公表することができる。

- 許可の取消し又は命令を受けた発電事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 発電事業許可の取消し又は命令の内容

【第29条】 立入調査

市長は、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に発電事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。